

本巣市結婚新生活支援事業 Q&A

【1. 対象者について】

Q1-1	対象となる新婚世帯に条件はありますか？
A1-1	令和7年1月1日から令和8年2月28日までの間に婚姻届を提出し、受理されたご夫婦です。また、夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること、申請日における直近年度の夫婦の所得証明書による夫婦の所得の合算金額が500万円未満であること等が条件になります。
Q1-2	対象年齢は、いつの時点での年齢ですか？
A1-2	申請時にご提出していただく「婚姻届受理証明書」または「婚姻後の戸籍謄本」に記載されている婚姻日時点の満年齢です。
Q1-3	親などの親族と同居する場合も、補助の対象となりますか？
A1-3	対象となります。 ただし、住宅の取得や賃借のための契約名義が新婚夫婦のいずれかであり、かつ、これらに係る費用の支払いを新婚夫婦のいずれかが行っていることが必要です。 また、引越費用があれば対象となります。
Q1-4	婚姻日より前に、本巣市内に住宅を購入（リフォーム、賃借）したが、対象となりますか？
A1-4	婚姻を前提に同居するため、あるいは同居する予定で住宅を購入（リフォーム、賃借）したことが、住民票や契約書、誓約書等で確認できる場合は、婚姻日以前に発生した住宅取得（リフォーム、賃借）や引越に関する費用も対象となります。 なお、婚姻前の住宅購入（リフォーム、賃借）については婚姻日から1年以内に契約したものに限ります。
Q1-5	売買（賃貸借）契約した住宅の住所への引越が終わっていない（住民票を異動させていない）が、対象となりますか？
A1-5	申請時において、夫婦双方の住民票が新居にあることが条件ですので対象となりません。 新居に住民票を異動させた後に申請をしてください。
Q1-6	再婚の場合も補助の対象となりますか？
A1-6	対象となります。 ただし、夫婦の双方または一方が、過去にこの補助金（他の地方自治体における同様の補助金を含む）の交付を受けている場合は、対象外となります。

本巣市結婚新生活支援事業 Q&A

Q1-7	新婚夫婦以外の名義（例えば親）で契約した住宅の取得費用や賃借費用は、補助の対象になりますか？
A1-7	対象となりません。 夫婦のいずれかの名義の口座から取得費用または賃借費用が引き落とされている場合であっても同様です。ただし、夫婦名義で契約できないやむを得ない事情（未成年等）があり、その事情が書類等で客観的に確認できる場合はご相談ください。なお、新婚夫婦の当該住宅への引越費用は対象となります。
Q1-8	生活保護受給世帯の場合も補助の対象となりますか？
A1-8	対象となります。 ただし、補助金の対象となる経費（住宅の取得費用及び賃借費用、引越費用）について、生活保護による生活扶助や住宅扶助、その他の扶助等を受給している場合、その部分について対象となりません。
Q1-9	リフォームを行う住宅は、新婚夫婦の名義である必要がありますか？
A1-9	新婚夫婦が所有者である必要はありません。ただし、夫婦の双方またはいずれかの住民票の住所が当該住宅の住所となっていること、また夫婦名義でリフォーム工事を契約し、夫婦が費用を支払っていることが必要です。

【2. 対象経費について】

Q2-1	いつまでに支払った費用が補助の対象となりますか？
A2-1	申請時点において、令和7年4月1日から令和8年2月28日までに支払った費用が対象となります。申請日以降に支払う予定の費用は対象となりません。
Q2-2	上限の金額に達するまで、何度も申請できますか？
A2-2	交付は上限金額に達していなくても1回限りです。 また、翌年度に上限金額までの差額分を申請することもできません。
Q2-3	転居を何度もした場合、2回目以降の転居に係る費用は補助の対象となりますか？
A2-3	原則は初回のみを対象とします。 ただし、本巣市への申請かつ補助上限額の範囲内の申請の場合は、2回目以降も補助の対象となります。

本巣市結婚新生活支援事業 Q&A

Q2-4	自宅と土地と一緒に取得したため、月々の返済額は土地の分も含まれていますが、対象になりますか？
A2-4	住宅部分のみが対象となります。 不動産会社等に確認し、住宅部分のみの金額を明確にしてもらってください。
Q2-5	対象とならない費用はありますか？
A2-5	【住居費】 住宅取得に伴う土地購入代、住宅ローン手数料、住宅賃借に伴う駐車場代、清掃代、鍵交換代、各種保険料、更新手数料、光熱水費、設備購入費、業者以外に依頼した引っ越しの謝礼、倉庫や車庫に係る工事費用、門・フェンス等の外構工事費用、エアコンや洗濯機等の家電購入・設置に係る費用等は補助金の対象となりません。 【引越費用】 不用品の処分費、家電や家具等の設備購入費、自らレンタカーを借りて引越した場合の費用、友人に依頼して引越した場合の費用等は対象となりません。
Q2-6	賃貸物件のリフォーム費用は対象になりますか？
A2-6	夫婦の住民票の住所が当該住宅にあり、現に居住している物件であれば対象となります。ただし、賃貸借契約により本来貸主が負担すべき修繕費用については補助金の対象となりません。
Q2-7	新婚夫婦以外の名義で契約した住宅の取得費または賃借費、リフォーム費用は補助対象になりますか。
A2-7	補助金の対象となりません。
Q2-8	アパートの賃料について、勤務先から住宅手当が支給されています。住宅手当分は対象とらないのですか？
A2-8	補助金の対象となりません。 補助対象となるのは、勤務先からの住宅手当分を除いた申請者及び配偶者が実際に負担した金額となります。
Q2-9	婚姻を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合は、補助の対象となりますか。
A2-9	同居開始後に生じた費用に限り補助対象となります。また、同居開始が婚姻を機としたものでない場合は、婚姻日以降に生じた費用に限りです。 なお、上記の場合ではなく、婚姻を機に新たに物件を賃借する場合は、夫婦いずれかの名義で締結した賃貸借契約に基づくもののみが補助対象となります。ただし、婚姻日より前の賃貸借については、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機に新たに物件を賃借した場合に限りです。

本巢市結婚新生活支援事業 Q&A

【3. 提出書類について】

Q3-1	夫婦それぞれの直近の所得証明とは、どのようなものですか？
A3-1	申請時点の最新の所得証明書が必要です。 令和6年分（令和6年1月1日～令和6年12月31日）の所得証明書の発行時期は市町村によって異なりますが、発行できない時期については、前年分である令和5年分（令和5年1月1日～令和5年12月31日）の夫婦それぞれの所得証明書を申請書に添付してください。
Q3-2	収入がない場合でも所得証明書は必要ですか？
A3-2	収入がない場合でも夫婦それぞれの所得証明書が必要です。 未申告の場合は、収入申告が必要です。
Q3-3	所得証明書の交付窓口はどこですか？
A3-3	対象年度の1月1日時点で住民票を登録していた市町村の税務担当部署が窓口です。 本巢市においては、本庁舎税務課、根尾分庁舎地域調整課が交付窓口となります。
Q3-4	勤務先から住宅手当を支給されている場合、必要な書類はありますか？
A3-4	給与所得者の方は、住宅手当の支給の有無に関わらず、住宅手当支給証明書を添付してください。
Q3-5	貸与型奨学金の返済額が分かる書類とは何ですか？
A3-5	奨学金返還証明書または支払額と支払先が明記された通帳等の写しです。